

京都市告示第376号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年9月29日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
水垂上桂線	伏見区久我石原町1番地の66地先から 同町1番地の9地先まで	旧	メートル 13.80	メートル 5.96 ~ 7.51
		新	13.80	5.96 ~ 7.27

(建設局土木管理部道路明示課)